

## 令和8年度三重県医師会事業計画

米国トランプ第2次政権は、「米国第一主義」を掲げ、保護主義的な政策を強く打ち出し、世界の自由主義、民主主義に大きな影響を及ぼし、国内外の秩序を揺るがしています。一方、日本では高市政権が2025年10月21日に始まり、ガソリン・軽油引き取り税の暫定税率廃止（実現）、物価高対策（医療・介護への物価高支援（実現）、賃上げ対策（次期診療報酬改定率アップ（実現））など、色々と力強く政策を進めていた矢先、令和8年1月23日衆議院解散と国民には寝耳に水の話。2月8日には自民党の圧倒的勝利。今後、医療界に良い政策が決まっていくことを期待したいものです。

2026年、現在の医療情勢は、団塊の世代がすべて75歳以上となる「2025年問題」を通過し、超高齢化による医療需要の急増、深刻な医療従事者不足、病院の約7割が赤字という経営危機が複合する「崩壊寸前」の状況です。働き方改革やDX推進、地域医療連携、病院の再編・機能分化、かかりつけ医機能の強化が急務となっています。

日本医師連盟は、この選挙で自民党と次のような政策事項を締結しました。これは日本医師会令和8年度事業計画案にも明記されています。

1. 住民が住み慣れた地域において質の高い医療・介護が受けられるよう、かかりつけ医機能を中心とした地域における必要な医療・介護提供体制を確保する。
2. 国民皆保険制度を堅持するとともに、国民間で医療・介護の享受に格差が生じないように、医療・介護の更なる充実・強化を図る。
3. 通常の診療を中心とした平時の医療と新興感染症等における有事の医療を車の両輪として、国民の生命と健康を守る。
4. 国民が必要な地域医療を確保するため、地域医療に貢献する医療機関の経営の安定に向けた取り組みを行う。
5. 医療DXにおいては、デジタル技術を駆使することによって、より安全で質の高い医療を実現し、医療従事者の負担を軽減し、我が国の医療制度から誰一人取り残さない環境を確保する。

1について、かかりつけ医機能報告制度が令和8年1月から始まっており、この制度は住民の医

療機関選択の支援と地域医療体制の強化を目的としています。かかりつけ医機能が法制度化され、地域住民が必要な時に適切な医療を受けられる体制が整備されることが期待されています。

2について、医療従事者の確保、地域偏在の解消、ICT（オンライン診療・遠隔医療）の活用、地域医療連携の強化、物理的アクセス（移動診療・インフラ整備）の改善が必要です。

3について、コロナ感染症での経験をもとに、2024年度からの医療計画（第8次医療計画）で従前の5疾病5事業に新たに新興感染症対策を加えて5疾病6事業に関する医療提供体制を三重県でも各医療機関と締結しています。感染症の蔓延による「医療崩壊」を防ぐには、平時から予防計画と医療計画等により、新興感染症等への対応とそれ以外の通常医療とが両立し得る医療体制を確保し、各地域における役割分担と連携等の体制を整備していくことが重要です。

4について、令和8年度診療報酬改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関の収支や経営状況、保険料など国民負担・保険財政や国の財政に係る状況を踏まえて決定されました。診療報酬+3.09%、うち賃上げ分+1.70%、物価対応分+0.76%、食費・光熱水費分+0.09%、経営環境を踏まえた緊急対応分+0.44%など何とかプラス改定となり少し安堵しております。

5について、医療DX推進として、マイナ保険証の活用、電子カルテ・電子処方箋の普及、全国医療情報プラットフォーム構築を通じて、医療の質向上と業務効率化を目指し、患者の健康情報共有、医療従事者の負担軽減、予防医療促進などを目指しており、現在進行中です。

今後、限られた医療資源を効率的に活用するため、「病院から在宅へ」「治療から予防へ」の流れが加速します。また、働き方改革と労働力生産性の向上の両立が病院経営のカギとなります。2040年頃にかけて、生産年齢人口の減少が進む中で、医療・介護の複合的なニーズを持つ85歳以上の人口が増加することが見込まれています。こうした将来像を見据えながら、すべての地域・世代の患者が適切な医療を受けられる医療提供体制の構築に三重県医師会も努力してまいります。

## 令和8年度三重県医師会事業の概要

### I 公益目的事業

#### 1 医学・医療の向上を目的とする事業（医学・医療向上事業）

医師が自らの医学知識・医療技術の研鑽に努めると共に、県全体としての医学・医療の水準の向上に取り組み、県民医療の推進・発展に寄与してまいります。

##### (1) 医の倫理高揚対策事業

医師とは、多様化・高度化する医療に対応するために日々研鑽することはもとより、医療を行う人間として常に国民の信頼を得るためにその発言・行動に責任を持たなければなりません。新興感染症に対しては、最新の知見に基づき、国民の生命・財産を守るために、適正な医療を提供できるように取り組むとともに、一般的な疾患に対しても各種研修会などを通じて、高度医療に特化することなく、県民の皆様が安心・安全な医療提供体制ができるように努めてまいります。

医師会会員情報システムMAMISでの入会・退会届を受けて一部定款の改定と会員区分変更に伴い、すべての管理者がA会員登録となることから、現在、B会員の管理者については、会員区分をA会員への変更を1年間かけてお願いしたく、ご理解・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

また、かかりつけ医として健康を守るだけでなく、各機関と連携を密接にとり、患者や家族の希望に応えられるよう努めてまいります。

今後も郡市医師会を通じて、自浄作用活性化に努めてまいる所存です。

##### (2) 生涯教育推進事業

医師は、日進月歩の医学、医療を実践するために、生涯にわたって自らの知識を広げ、技能を磨き、常に研鑽する責務を負っています。そのための自己学習及び研修が効率的に行えるよう本年度も県内4会場で開催する日医生涯教育講座をはじめ、歯科医師会と連携した合同研修会など、様々な研修会を昨年度に引き続き開催します。今

後の少子高齢社会を見据え地域のかかりつけ医としての能力を維持・向上するための研修会の開催にも取り組み、医師のみではなく看護師等メディカルスタッフの参加も可能とする体系的かつ幅広い研修を実施します。さらに専門医共通講習の実施についても協力し、専門医の質の向上に寄与してまいります。

令和7年4月から医師会会員情報システムMAMISの研修管理機能により、MAMISマイページから生涯教育制度の単位等取得状況の確認や認定証のダウンロード、印刷が可能となっております。昨年に引き続き、会員に対し、MAMISマイページ登録への呼びかけを図ってまいります。

また、令和9年4月には「第32回日本医学会総会2027」が大阪府において現地開催とWeb配信を併用したハイブリッド方式で開催されます。本会においても多数の参加登録推進に向けて協力してまいります。

##### (3) 地域生涯教育推進事業

生涯教育事業の一環として、医師の医学知識、医療技術の一層の向上並びに県民医療の推進を図るため、三重県医師会が郡市医師会に助成（共催）を行い、各専門分野から講師を招いて臨床集談会を県下8地区において開催します。

##### (4) 医学研究奨励事業

医学振興の一層の進歩と医療水準の向上のため、三重県医師会医学研究奨励賞募集要項に基づき広く会員に医学研究を呼び掛け、応募のあった研究課題に対し医学研究奨励賞選考委員会による審査の上、理事会で協議し、「医学研究奨励賞（基礎・臨床医学的研究ならびに社会医学的研究）」として奨励金の交付を行います。

##### (5) 三重県医学会事業

医学に関する科学及び技術の研究促進や医療の水準の向上を図り、さらなる知識を習得するため、講師を招いて2年毎に三重県医学会総会を開催します。来年度の三重県医学会総会開催に向けて、本年度は打合

せ会を開催し準備を行います。

(6) 各種学会等連携事業

県内で開催される各種学会・研究会等への後援を通じて、各学会等と連携して一層の医学・医療の振興、向上に努めます。

(7) 医療保険関係事業

社会保険集団指導については、令和7年度の開催場所・回数をよく検討し、令和8年度も対面方式を主にオンライン併用での開催を考慮いたします。

個別指導については、該当された先生方が不合理な扱いを受けないよう、注意深く全力で対応いたします。

指導判定基準について、これまでの問題点も当然含めながら東海北陸厚生局三重事務所と交渉を続けてまいります。加えて診療報酬に関わる保険点数、届出事項につき粘り強く交渉・協議してまいります。

(8) 労災・自賠責医療諸対策事業

超高齢社会の到来により、高齢労働者における労災や高齢ドライバーによる事故の増加等、労災・自賠責医療の重要性はますます増しております。本年度も労災・自動車保険対策委員会で諸問題を協議し、三重労働局・労災保険情報センターと連携して労災医療を円滑に推進すると共に、日本損害保険協会・損害保険料率算出機構と連携し自賠責医療の適切な運営に努めます。

(9) 医療事故対策事業

適切な医療を行っても思いがけない結果や望まない結果が生じることがあります。会員が医療事故や医事紛争に巻き込まれた場合、然るべき対応・解決が図られるように担当理事や専門医、弁護士、保険会社で構成する小委員会を開催し、検討や助言を行います。そして、医療事故の防止及び医療安全管理体制の一環として講演会を開催し、医療事故を起こさないようなシステム作りを目指すと共に事故防止の啓発に努めます。また、補償面においても万一高額賠償が発生した場合に備え、日医医賠責特約保険への加入を推進してまいります。更に医療事故調査制度の支援団体として、三重大学や他の支援団体並びに関連病院と連携し、相談や外部委員の派遣等院内事故調査に必

要な支援を提供してまいります。

(10) 勤務医等対策事業

医療勤務環境改善支援センター事業は、医療機関に特化した支援機関として平成26年度より県・労働局の委託を受け実施しております。「医師の働き方改革」については、引き続き厚生労働省からの通知も含め、積極的に情報提供に努めていく所存であります。また、医療労務管理アドバイザーより、医療勤務環境改善支援センターの周知や利用勧奨、医療機関側からの相談対応や個別支援等、積極的に活動できるよう努めてまいります。また、セミナー、“かわら版”、ホームページなどを通じて情報発信をしていきます。三重県認証「女性が働きやすい医療機関」認証制度は、平成27年度より20病院・11診療所の31医療機関が認証を受けられました。さらにより良い制度になるように委員一同、名称の変更も含めて検討をしていく所存であります。今後もこの制度の周知を図り、多くの医療機関、特に研修指定病院におかれましては、積極的にご応募頂き、認証されることを目指して取り組んでまいります。女性医師支援に関する管理者等講習会は、男女共同参画委員会や勤務医委員会と連携して検討してまいります。

男女共同参画委員会は、すべての医師が性別やライフステージに関わらず、その能力を最大限に発揮できる持続可能な医療環境の実現を目指します。女性医師のキャリア支援のみならず、男性医師を含むすべての医師のワーク・ライフ・バランスの向上を通じて、地域医療の質の向上と医師確保に貢献してまいります。

本年度は、勤務医委員会との合同開催により、医療勤務環境改善支援センターと連携し、多様な働き方について意見交換と実践事例の共有を行います。また、三重メディアナビを活用した情報発信により、研修会・イベント情報、医師求人、県内医療環境の魅力を広報するとともに、日本医師会ドクターサポートセンターとの協力体制を確立し、医師確保策を推進します。

さらに、日本医師会男女共同参画委員会

の議論を踏まえ、女性医師の勤務環境整備とワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を展開します。就業継続支援の充実と意思決定の場への女性医師の参画促進に取り組み、次世代リーダーの育成を図ります。加えて、郡市医師会および関係委員会との連携を強化し、各地域の課題や先進的な取り組み事例を共有することで、好事例の横展開を推進し、県全体の支援体制の底上げを図ります。

あわせて、「医学生・研修医等をサポートするための会」の開催、および県医師会とMMC卒後臨床研修センター共催による「研修医との交流会」を通じて、若手医師と医師会との接点を創出します。医師会、大学、行政等の関係機関との連携により、地域医療を担う次世代医師の育成と医師会活動への参画を促進してまいります。

特に大学医師会との協力は重要であることから、定期的な意見交換を通じて勤務医の実態とニーズを把握し、実効性の高い支援施策を立案・実施します。本事業計画の実現には、関係各位のご支援とご協力が不可欠です。医師一人ひとりが働きがいを持ち、地域住民に質の高い医療を提供し続けられる環境づくりに向けて、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

#### (11) 医療関係団体等連携事業

医療・介護の現場においては、看護師をはじめ助産師等の確保が重要な課題であり、三重県では近年看護師数は増加しているものの、人員の確保のみならず質の向上も引き続き重要であると考えます。このため、三重県看護職員確保対策検討会等を通じて行政や関係団体と連携し人材確保に努めるとともに、県内で看護師養成を担う医師会立看護師・准看護師養成施設への助成を継続してまいります。あわせて、看護師養成所の運営補助金については引き続き県行政と協議を行うとともに、高校授業料無償化に伴う准看護学校志望者の減少が懸念されることから、その動向についても県行政とともに注視していく必要があると考えております。

また、看護職等養成に関する協議会を開

催し、養成所の現状把握と連携強化を図り、良好な関係づくりに努めるとともに、新卒看護師の定着率、特に病院における看護職員の動向についても、人材確保の観点を含め県行政とともに検討していく課題と認識しております。さらに、特定行為研修修了看護師の確保についても、三重県に協力してまいります。

#### (12) 広報等医療情報事業

会内広報活動として会報誌「三重医報」を毎月発行し、会員ならびに病院・行政機関等に送付することで本会の活動内容や医療情報の的確な伝達・共有を図ります。また、会員相互の交流促進を目的として、会員の声・随筆・紀行文など多彩なコーナーを設け、会員からの寄稿文を掲載しております。なお、令和7年4月号から「三重医報」は会員向けホームページや日医電子書籍配信サービス（日医Lib）、QRコード等を活用したデジタルでの発行を原則としておりますが、冊子を希望する会員に対しては引き続き本会から直送いたします。さらに対外広報活動として、ホームページを通じて県民に身近な医療情報を提供すると共に、テレビスポット等を活用して健康に関するアドバイスを発信するなど、公衆衛生に関する県民の意識向上に取り組むと同時に、医師会活動に対する一層の理解が得られるよう努めます。

医療情報事業としては、現在、厚生労働省が提唱する「医療DX令和ビジョン2030」を基に、デジタル技術を活用した幾つもの施策が、医療現場における体制整備が十分に追いつかないまま拙速に進められている状況にあります。こうした流れは、令和7年12月に成立した医療法等の改正により、全国医療情報プラットフォームの構築や電子カルテ情報共有サービスの整備などを通じて、今後さらに加速するものと考えられます。一方で、業務の効率化や医療の質の向上において、デジタル技術が不可欠であることも事実です。本会としては、複雑・肥大化するシステムの導入に際し、会員が誰一人取り残されることのないよう、最新の政策に対応した情報提供や研修の開催等

を通じ、きめ細かな支援に取り組んでまいります。特に、昨年度開設した「医療DX相談窓口」を引き続き設置し、オンライン資格確認や電子処方箋など、医療DXに関する会員からの相談を受け付けます（なお、サイバーセキュリティに関する相談については日本医師会に専門の相談窓口が設置されていることから、同窓口への案内を行っております）。また、年々増加し巧妙化するサイバー犯罪への対策として、三重県警察本部および県下関係団体と構築する「三重サイバーセキュリティ・アイザック」に参画し、情報収集を行うと共にサイバーセキュリティに関する研修会を開催し、会員のセキュリティ意識の向上および対応力の強化を図ってまいります。

## 2 地域医療の推進を目的とする事業（地域医療推進事業）

地域住民にとって最も身近なかかりつけ医として、その医療知識・技術の研鑽・向上に努めると共に、地域における救急、健診、保健活動等地域医療全般に亘る事業を実施することにより、地域社会の健全な発展に寄与してまいります。

### (1) 地域医療構想・地域包括ケア関連事業

コロナ禍を経て病院やクリニックの倒産が増加しており、地域医療の中核となる規模の大きな病院の倒産が目立っております。医療業務に必要なコストの上昇に診療報酬が見合っていないことが原因ですが、人口減少による医療需要の減少が根幹にあるものと思われまます。入院患者数は2005年をピークとして徐々に減少し、外来患者数は日本中の多くの地域でピークアウトしており、在宅患者数は多くの地域で2040年以降にピークを迎える予測となっております。今後は、2040年を見据えた新たな地域医療構想が必要となっており、県内8構想区域において地域医療構想調整会議並びに地域医療構想意見交換会に本会役員が参画し、これまでの病院中心の構想から地域包括ケアをも取り込んだ在宅医療、医療・介護連携を含めた対策を推進していきます。

2025年4月に、かかりつけ医機能報告制

度が施行されました。すべての医療機関（特定機能病院、歯科診療所を除く）が、「各医院が持つかかりつけ医機能を都道府県に報告する」という制度で、2026年以降、毎年1～3月に都道府県知事へ報告し公表されます。生産年齢人口の減少に加え、高齢者人口の減少後も生き残れる医療機関となるためには、健診・予防接種・地域活動（学校医、産業医、警察業務等）など幅広く活動することが必要であると思われまます。人口減少は着実に進んでおり、入院を必要とする患者数も減少しております。その地域の2040年以降の次世代の医療を考えれば、地域に根差した「かかりつけ医」としての役割を担うための新規開業は採算性を考えれば難しく、今後は既存の診療所の承継を中心とした開業支援が重要になってきます。三重県は、診療所の承継・開業支援事業における重点医師偏在対策支援区域として、津市（白山町、美杉村）、松阪市（飯南町、飯高町）、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、美浜町、紀宝町を指定する予定です。また、三重県医師会は2026年1月19日に百五銀行との「医業承継等に関する連携協定」を締結しました。相互に連携や協力を行い、地域医療を支える診療所などの事業承継を支援するのが目的で、持続的な地域医療体制の構築に貢献するものと思われまます。医業承継や開業ニーズに関する情報交換体制の整備、承継・開業の助言や指導、資金調達支援、医業承継に関する研修やセミナーの共同開催などを想定しております。今後、「かかりつけ医」としての地域医療への貢献に興味のある先生方に対する支援を充実させてまいります。

小児在宅医療については呼吸管理等医療依存度の高い児（以下医ケア児）がNICUや小児病棟を退院し、在宅医療に移行する例が増加していますが、小児を診る在宅診療医はまだまだ少ないのが現状です。本年度も、日本医師会、三重県医療のケア児・者相談支援センター、及び小児・AYAがんト

タルケアセンター等と情報交換し、医ケア児の健やかな成長と学校等集団生活への参加を目標に「三重県医師会小児在宅医療連絡協議会」及び「郡市医師会の小児在宅医療相談窓口機能」の充実を図り、各地域で医師会、行政（教育、福祉、保健）、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション協議会及び理学療法士会等が一堂に会する「協議の場」の設置に取り組みます。

## (2) 健康教育事業

ひとりひとりが健康づくりに意識を向け、健康長寿社会の実現を図れるよう、三重とこわか県民健康会議に参画する等、県民の健康づくりを推進すると共に、身近な疾患に関する医師の講演・食事に関する管理栄養士の講演・健康体操をセットにした「健康教育講演会」を年3回開催します。

また、健康に関する講演・医師による健康相談・管理栄養士による栄養相談・臨床検査技師による健康チェックを実施する「みんなの健康講座」を年1回開催します。

## (3) 学校保健活動事業

地域の小、中、高校の学校医活動を推進すると共に、児童生徒のアレルギー疾患対応や生活習慣病対策、運動器検診、心臓検診、腎臓検診、結核検診、学校における医療的ケアの実施体制構築等、多種の事業を進めつつ、時宜に即した取組の実施、学校医研修会開催等学校保健事業の推進に努めます。また、校医の適正配置についても郡市医師会の状況を把握し支援を行います。

「学校におけるがんに関する教育」は重点課題であり、県下全ての学校で実施することを目標に事業を推進します。「学校メンタルヘルス事業」はこれまでの実績を基に、今後は全ての学校において実施可能なシステムの構築を目指します。「新学習指導要領」に基づく、その他の健康教育・児童生徒の健康増進等・学校保健活動への学校医の参画を支援します。また喫緊の課題である「健康診断の適切な実施(児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断)」に関しても郡市の状況に合わせ調整を行います。

令和元年度より発生した新型コロナウイ

ルス感染症は軽症化するも、インフルエンザ等他の感染症と共に流行を繰り返し、保護者・児童生徒の不安及び学業等への多大な影響が発生しています。県教委との連携の基それらに対し必要な対応を行っていきます。

## (4) 公衆衛生対策事業

令和7年度は、インフルエンザウイルス感染症が例年より早く爆発的な流行を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症に関しては比較的落ち着いた年になりました。新型コロナウイルスが日本でパンデミックを起こしてからもう6年になりますので、甘い考えかもしれませんが、このまま収束に向かっていくことを期待したいところです。

また、感染症法の改正に伴い、各県それぞれにおいて、新興感染症が蔓延した時に備えた体制を構築しておくことが求められています。受入病床・後方支援病床の確保、高齢者施設等への支援、および発熱外来・自宅療養者への医療等について、県行政との協議、情報共有を今まで通り密に行いながら、県全体として体制整備を進めていきたいと思えます。

予防接種に関しては、予防接種事務のデジタル化が令和8年6月から令和10年4月までの間に全国で順次進められます。令和8年のモデル事業（全国で23自治体）に県内市町の参画はありませんが、今後県内での円滑な実施に向けて協力していきます。令和8年度から定期接種にRSウイルスワクチン（アブリスボ®：新生児RSウイルス感染の重症化予防を目的に妊婦を対象）、および75歳以上の成人を対象とした高用量インフルエンザワクチンが導入されます。また、HPVワクチンは令和4年の積極的勧奨再開後も接種率が25%程度にとどまっており、男性への同ワクチン接種の働きかけも含め、接種率向上に積極的に協力します。定期予防接種委託料の県内統一化に関しても、郡市医師会や三重県小児科医会と協同し、協議を続けます。

糖尿病性腎症重症化予防対策、喫煙に関わる対策、肝炎ウイルス検査事業、風疹抗

体検査事業等、公衆衛生上重要な取り組みについても引き続き推進してまいります。

特定健診・特定保健指導に関しては、市町国保特定健診・後期高齢者健診における長年の課題であった糖尿病関連項目の血糖・HbA1cの同時実施が郡市医師会の先生方のご協力もあり、令和6年度から全県的に実施されています。しかし、三重県の健診受診率・指導率は全国と比べて特定健診受診率は高いものの、特定保健指導の終了率がかなり低いという傾向が続いています。今後、特定保健指導終了率の向上に向けて、我々医療機関にも協力を求められてくると思いますが、その前に市町自身の努力が最も重要であることを訴えながら、指導率向上に向けて具体的な一步を踏み出せるよう、県および関連自治体との協議を進めていきます。

#### (5) 母子・乳幼児保健事業

こども家庭庁は令和7年7月に健やかな妊娠・出産のための「プレコンセプションケア推進5か年計画」を策定しました。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行えるように、発達段階や状況に応じて、その概念や知識について適切に身につけることが重要です。具体的には、出生数の減少、妊娠高齢化による不妊治療数の増加、性教育の遅れによる低いヘルスリテラシー、子宮頸がんワクチン接種率や子宮頸がん・乳がん検診率が低いこと、及び葉酸含有サプリメント摂取率や低用量ピル内服率が低いことなどへの対応です。

更に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では妊娠期から小学校1年生までの約100か月間における子どもの成長を支援するための重要な考え方が示されました。①こどもの権利と尊厳を守る、②「アタッチメント（愛着）」の形成、③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える、④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする、⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す、以上

の5ビジョンです。

本会ではすべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、妊娠期から育児期に亘る母子の健康増進・発達支援・育児支援等を更に進めていきます。

母子保健では《産前産後の親子安心サポート事業》として、産婦人科医療機関と各地域の保健センターが連携し、「妊娠届出時アンケートの検討事業（出産・子育てへの支援）」、「産婦健康診査事業（母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握）」及び「産後ケア事業（心身のケアと育児のサポート）」を展開します。《みえ出産前後保健指導事業》として産婦人科医療機関、小児科医療機関、精神科医療機関及び各地域の保健センターが連携し、育児不安を持つ妊産婦に小児科医による育児に関する保健相談や指導を行うことで不安の解消を図り、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークの構築を進めます。そしてこれらを「乳幼児健診事業」に有機的に繋げます。また、「産前産後の親子安心サポート研修会」、「みえ出産前後からの親子支援講習会」及び「新生児聴覚スクリーニングに関する講習会」等の実施により、関係医療従事者等の知識・理解の向上を図ります。更に、母体保護法に基づき専門医による「母体保護法指定医師審査委員会」を設置し、その資格審査を行います。

乳幼児保健では0歳から就学前の児、及びその保護者の健康水準の維持・向上、並びに発達支援を目的に、「乳幼児健診の充実事業」、「若手医師・若手保健師等の健診実技の向上事業」及び「日本版Bright Futuresへの準備」を行い、母子保健デジタル化の推進に協力します。また、「1か月児及び5歳児健康診査支援事業」について県下での均質的な実施及び事後措置に向け三重大学、三重県小児科医会、各地区医師会、並びに行政等と協議します。更に、「乳幼児保健講習会」、「Bright Futuresに関する講習会」及び「5歳児健診研修会」等の開催により育児支援に係る知識等の向上を図ると共に、園医と園との連携強化による園医活動の一層の充実等に取り組みます。

## (6) 産業保健事業

日医認定産業医の資格取得及び5年毎の資格更新のための産業医研修会を引き続き開催し、産業医の資質向上を図ると共に、産業医委員会等において種々協議し、産業保健活動の推進に努めます。また、産業医研修会の開催方法については、郡市医師会の協力を得てサテライト会場（遠隔配信会場）を設け、参加者の利便性を図るとともに、日本医師会が開催するWeb研修会（個人がオンラインで受講）の活用も推奨し、引き続き認定産業医のニーズに応えられる開催方法を検討してまいります。研修会の講演内容については、研修会の際にアンケートを行い、その結果を踏まえて関係団体と連絡協議会を開催し、充実を図ります。

令和7年4月から医師会会員情報システムMAMISの運用が開始され、日医認定産業医の資格取得や更新に必要な単位管理等のデジタル化が図られております。一部を除きMAMIS上での管理となりましたので、引き続き日医認定産業医及び認定資格取得中の医師に対し情報提供を行うとともに、MAMISマイページ登録への呼びかけを図ってまいります。

また、コロナ禍により有効期限内に更新必要単位が充足できなかった日医認定産業医に対し設けられていた更新手続きの特例措置は、2028（令和10）年3月末をもって終了となります。有効期限の時期により必要な更新回数や更新期限が異なることなど、産業医研修会等の機会を通じ引き続き周知徹底を図ってまいります。

労働安全衛生法の改正により、50人未満の事業場に対してもストレスチェックが義務化される予定であり、治療と仕事の両立支援についても大臣告示が出され、取り組みが始まっています。三重県医師会産業医部会を中心に、社会情勢の変化や法改正などに対応し、引き続き産業医が安心して産業医活動に専念できる環境づくりに努めます。

## (7) 救急及び災害医療対策事業

地震等による大規模災害が発生した際、被災地となった場合、被災地に支援する場

合にも迅速に対応できるよう日本医師会災害医療チーム（以下JMAT）に参画するJMAT三重の事前登録の推進充実を図り、有事に迅速にチームの編成・派遣が行える体制作り、訓練に取り組んでまいります。災害医療チームとして、行政のもと中核となる災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化が喫緊の課題と思われれます。急性期から亜急性期まで活動期間を拡大して災害関連死への対応を充実させようとするDMATとシームレスな連携協働体制を確立していくことが災害時の支援、受援時の迅速な対応に必須であるとの考え方が根拠となります。中部医師会連合災害時医療救護協定に基づく連携の強化も同時に進めてまいります。被災地となった場合の行政と医療現場の橋渡し役ともいえる災害医療コーディネーターの育成も進め、各郡市医師会担当理事の連絡協議会も開催し有事に備えた体制を整えていきます。

三重県医師会災害対応マニュアルの整備制定も災害・救急医療対策委員会を開催し、早急に進めてまいります。

また、三重県歯科医師会・三重県薬剤師会・三重県看護協会と締結した「四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき連携協力してまいります。

救急医療につきましては、三重県救急医療情報システム（医療ネットみえ）のシステム参加医療機関数の増加等、医療情報システムの充実に取り組みます。三重県救急医療指導者セミナーの開催による救急救命士育成にも努めてまいります。

第8次三重県医療計画における救急医療及び災害医療対策につきましては、三重県及び各関係団体と協力・連携してまいります。

来院時心肺停止等死因不詳事例や増加する在宅看取り例について、日常の検案と共にさらなる死因究明推進、必要な薬毒物検査施行推進、犯罪死見逃し防止のための警察活動への協力、また予防のための子どもの死亡検証（CDR）体制整備の観点から県下の医師全員を対象に正確な死亡診断・死体検案能力等資質向上、死亡診断書・死体検案書の適切な記載能力修得に向け継続し

て取り組んでまいります。並行して大災害時の多数犠牲者の検案体制についても関係機関・組織と連携・協働し体制構築を進めてまいります。

(8) 共同利用施設関係事業

医師会共同利用施設は、地域の医師会活動の一環として医療・介護分野に貢献しており、本県においても介護分野を中心に多くの役割を担っています。医療の質と安全性を支えるため、臨床検査技師会が主体となって実施する精度管理調査事業への助成を行うとともに、三重県臨床検査精度管理協議会に参画し、2か所の臨床検査センターへの助成を通じて、臨床検査業務および検査精度の一層の向上に努めてまいります。あわせて、本年も例年に引き続き、日本医師会共同利用施設検討委員会に委員として参画し意見交換を行うとともに、中部医師会連合共同利用施設連絡協議会に参加し、医師会共同利用施設に関する情報交換・収集に努めていく所存です。

(9) 健康スポーツ医学振興事業

スポーツ庁が策定した第3期スポーツ基本計画においては、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて医療・介護等との連携を行いつつ、スポーツを通じた健康増進による健康長寿社会の実現を目指すことが掲げられております。本会におきましても地域保健活動の一環として、医師、健康運動指導士、健康運動実践指導者等を対象としたスポーツ医学研修会を実施し、日医認定健康スポーツ医の資質向上および実践的活動の振興を図り、地域住民の健康保持・増進に寄与してまいります。また、学校保健における運動器検診についても、引き続き学校医と連携し、積極的に取り組んでまいります。

(10) 郡市医師会等関係団体事業

日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会、中部医師会連合等と協議の場を持ち、医療における諸問題や医療政策等にかかる意見交換・情報共有を図ると共に、県行政とも緊密な連携の下、三重県医師会が主導的な役割を担って地域医療の推進、県民医療の向上に向けて強い実行力で課題解決の

方策や国民医療の充実・向上に努めてまいります。

## II 収益事業

### 1 三重県医師会館賃貸事業

本会が所有する医師会館の一部を、関係機関や関係団体の事務室及び会議室等として貸出を行い、その便宜供与を図ります。

### 2 保険取扱事業

会員の福利厚生の一環として、生命保険や医師賠償責任保険等各種保険の取扱いを行い、その経営安定等の支援を図ります。

## III 会員の福利厚生等事業

会員の福利厚生事業として、ゴルフ大会、会員懇親会を開催すると共に、永年在籍会員表彰や祭忌弔慰金の給付等の事業の実施並びに医師国保組合事業への協力に努めます。

